



# 個人情報保護法改正のポイントを学ぶ(6)

## 個人情報取扱事業者の義務に関する規定

### 個人情報取扱事業者の義務の改正内容



個人情報保護法の改正では、パーソナルデータの利活用の推進とともに適正な取り扱いと保護を図るため、個人情報取扱事業者の義務が改正されています。

改正された部分は、①利用目的の特定 ②適正な取得 ③データ内容の正確性の確保等 ④第三者提供の制限 ⑤外国にある第三者への提供の制限 ⑥第三者提供に係る記録<sup>か</sup>の作成等 ⑦第三者提供を受ける際の確認等 ⑧開示等についてです。また、大手通信教育事業者からの大量の個人情報漏えい事件などを受けて、新たに、個人情報データベース等提供罪が創設されています。

### 改正のポイント



#### ① 利用目的の特定

「個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない」と規定が改められています。一見するとどの部分が改正されたのか分かりづらいのですが、「個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない」という改正前条文の中の、「相当の」という文言が削除されています。

#### ② 適正な取得

一定の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報(本人の人種、信条、

社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取り扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報)を取得することが禁止されます。

#### ③ データ内容の正確性の確保等

個人データを利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努力義務が定められました。

#### ④ 第三者提供の制限

オプトアウト規定の見直しがなされています。一定の場合にあらかじめ本人の同意を得ないで当該本人が識別される個人データを第三者に提供することができる手続きが「オプトアウト」に関する手続きです。オプトアウトにより本人の同意を得ずに個人データを提供するためには、一定の事項を個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ本人に通知または本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない手続きが新たに定められました。個人情報保護委員会は、オプトアウトに係る事項の届け出があったときは、委員会規則で定めるところにより、当該届け出に係る事項を公表することになります。なお、当該規律の対象となる個人データから要配慮個人情報は除かれています。

#### ⑤ 外国にある第三者への提供の制限

外国にある第三者に個人データを提供する場合には、一定の場合を除き、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得

なければなりません。この場合、改正前の法律では第三者提供の適用除外となる共同利用や委託先への提供であっても、改正後は、外国の第三者への提供に当たっては本人同意原則の対象からは除外されていない点に注意が必要です。

#### ⑥ 第三者提供に係る記録の作成等

個人データを第三者に提供したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名等の記録を作成し、一定の期間保存することが義務づけられます。

#### ⑦ 第三者提供を受ける際の確認等

第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による当該個人データの取得の経緯等を確認するとともに、当該個人データの提供を受けた年月日等の記録を作成し、一定の期間保存しなければなりません。

⑥と⑦の手続きは、いわゆる名簿屋規制を目的として新たに定められた手続きです。しかし、この手続きは個人データの適正な取得と提供が実施されるように「トレーサビリティ」を確保するために定められた手続きであり、名簿屋のみならずすべての事業者が遵守すべき手続きとなっています。

#### ⑧ 開示等

本人が個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの開示を請求することができるものとするとともに、一定の場合において、当該保有個人データの内容の訂正、追加または削除、利用の停止または消去または第三者への提供の停止を請求することができることとなりました。開示等の手続きは、あくまで本人からの「求め」ができる規定となっていたため、裁判においても具体的請求権を行使する際の根拠規定としては否定的な判断が示されてきました。今回の法改正により「請求権」としての位置づけを明確にしたものです。なお、本人

が当該請求に係る訴えを提起しようとするときは、一定の場合を除き、その訴えの被告となるべき者に対し、あらかじめ、当該請求を行い、かつ、その到達した日から2週間を経過した後でなければ、その訴えを提起することができません。

なお、これら個人情報取扱事業者の義務については、小規模事業者の適用除外が撤廃されています。改正前の個人情報保護法第2条3項5号では、「その取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないもの」を義務規定の適用を受けない者として定めただうえで、その基準を、「その事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の合計が過去6月以内のいずれの日においても5,000を超えない者」については、個人情報取扱事業者の義務が適用されないとされていました。

#### 個人情報データベース等提供罪

個人情報取扱事業者の義務として、トレーサビリティ確保のための手続きが定められるとともに、不正な利益を図る目的による個人情報データベース提供罪が新たに創設されました。

これにより、いわゆる名簿事業者を規制するための個人情報保護法の規定の整備と、漏えいしたデータを取得しダイレクトメールの発送等に利用している事業者に対する対応として不正競争防止法改正がなされています。

改正個人情報保護法では、個人情報取扱事業者(その者が法人である場合にあっては、その役員、代表者または管理人)もしくは従業員またはこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等を自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、または盗用したときは、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処するものとされました。